

診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より平成 21 年 5 月 29 日保医発第 0529001 号の診療報酬収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しく願い申し上げます。

敬 具

2009 年 6 月

●検査実施料が新設された検査項目（平成 21 年 6 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分／判断料	備考
尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定	160 点	「D009」 腫瘍マーカーの 7 / 生化学的検査(Ⅱ)	尿中NMP22 精密測定 ア.「7」の尿中NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定は、区分番号「D002」 尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 イ.「7」の尿中NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。 ウ.「7」の尿中NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。 <実施検討予定>

●測定方法が追加された検査項目（平成 21 年 6 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分／判断料	備考
シアル化糖鎖抗原 KL-6	120 点	「D007」 血液化学検査の 22 / 生化学的検査(Ⅰ)	「22」のシアル化糖鎖抗原 KL-6、「23」のサーファクタントプロテイン A(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテイン D(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。 シアル化糖鎖抗原KL-6 は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテイン D(SP-D)は EIA 法による。ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。 <ECLIA 法にて実施済み>

お問い合わせは最寄りの営業所 または、
本社・研究所にお願いいたします。